



# 第80期 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2022年6月21日（火曜日）  
午前10時

**場所** 大阪府豊中市新千里東町2丁目1  
千里阪急ホテル 西館2階 仙寿

(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

## ■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件
- 第4号議案 監査役の報酬等の額改定の件
- 第5号議案 取締役賞与と支給の件
- 第6号議案 当社株式の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続の件

**タイガースポリマー株式会社**

証券コード：4231

新型コロナウイルスの感染予防のため、株主さまにおかれましては可能な限り郵送又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。  
また、株主総会にご来場の際は、マスクの着用、検温等の感染防止措置にご協力をお願いいたします。  
株主総会の運営に関する変更等を決定した場合には、速やかに当社ウェブサイト等にてお知らせいたします。  
<https://tigers.jp/>

郵送又はインターネットによる議決権行使期限  
2022年6月20日(月曜日)  
午後5時まで



代表取締役社長

## 澤田宏治

### 株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申しあげます。

当社は、1938年にゴムホース・工業用ゴム製品のメーカーとして創業しました。

創業時より培ってきた、合成樹脂とゴムを材料に、「3つの技術（ホース、ゴムシート、モールド（成形品）を作る技術）」を使い、「4つの市場（家電、自動車、土木・建築・住宅、産業資材）」に販売、バランスの取れた経営戦略を構築し、ニッチな市場で高いシェアを獲得することを基本方針としております。

さらには、「独自の技術で開発した機能部品を世界の市場に提供する」という方針に基づき、積極的な研究開発投資により、

多種多様な「製品開発能力」並びに「性能解析能力」を高め、独自性の強い新製品を世界の市場に広く提供しております。

また、「信念ある柔軟性」という社是のもと、時代の流れを着実に捉えながら、広い視野と見識を持って変化に向き合える人材の育成に専心するとともに、損得以前にまずは善悪を基準に自分たちが成すべきことは何かを定め、徹底した顧客指向によって、株主の皆さまや社会からの期待と信頼に応える企業として、さらなる飛躍を図っていきたいと考えております。

2022年5月

## 経営理念

Management Philosophy

1

経済活動を通して付加価値を生み出し、広く社会に貢献する。

2

株主の皆さまをはじめ従業員、取引先、社会などすべてのステークホルダーの信頼と期待に応える。

3

企業の発展と持続性確保のため、市場の変化にすばやく対応し、常に顧客指向を「信念」として、その実現のために多種多様な変化に対し、「柔軟」に対応する。

株 主 各 位

大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号

**タイガースポリマー株式会社**

代表取締役社長 澤 田 宏 治

## 第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日のご出席は極力お控えください。事前の議決権行使につきましては、書面又はインターネットによって行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁～4頁をご参照のうえ、来る2022年6月20日（月曜日）午後5時までに行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日） 午前10時

2. 場 所 大阪府豊中市新千里東町2丁目1 千里阪急ホテル 西館2階 仙寿  
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

- 第80期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第80期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                       |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                       |
| 第3号議案 | 取締役の報酬等の額改定の件                  |
| 第4号議案 | 監査役の報酬等の額改定の件                  |
| 第5号議案 | 取締役賞与支給の件                      |
| 第6号議案 | 当社株式の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「株式会社の支配に関する基本方針」並びに「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://tigers.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://tigers.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ◎新型コロナウイルスの感染予防のため、株主さまにおかれましては可能な限り郵送又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。また、株主総会にご来場の際は、マスクの着用、検温等の感染防止措置にご協力をお願いいたします。株主総会の運営に関する変更等を決定した場合には、速やかに当社ウェブサイト（<https://tigers.jp/>）等にてお知らせいたします。

# 議決権行使のご案内

株主総会参考書類（5頁～29頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

## 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、第80期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

開催  
日時

2022年6月21日(火曜日) 午前10時  
(受付開始：午前9時)

## 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、  
行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使  
期限

2022年6月20日(月曜日) 午後5時到着分まで

## インターネットによる議決権行使



パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。  
議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使  
期限

2022年6月20日(月曜日) 午後5時まで

## インターネットによる議決権行使のご案内

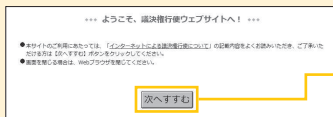
### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>

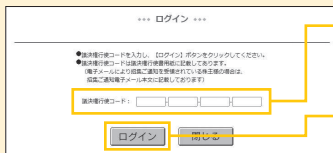


- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

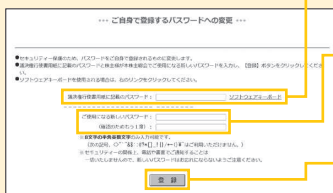
- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

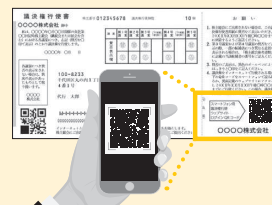
「登録」をクリック

- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

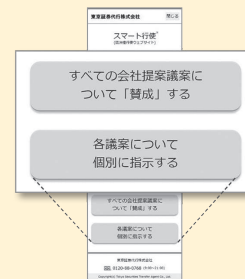
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1** スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。インターネットによって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。

### インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

東京証券代行株式会社

**0120-88-0768**

受付時間：午前9時～午後9時

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、収益状況、今後の事業展開、財務体質の強化を考慮するとともに、1株当たりの配当金額、配当性向などを総合的に勘案のうえ、安定的な配当の継続に努めていくこととしており、当期の期末配当につきましては、1株につき7円にさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき5円をお支払いさせていただきましたので、当期の年間配当金は1株につき12円となります。

(1) 配当財産の種類 金 銭

(2) 配当財産の割当に関する  
事項及びその総額 当社普通株式1株につき7円 総額 139,337,506円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月22日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を、法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



### 第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬額は、1986年9月29日開催の臨時株主総会において、「月額15,000千円以内」と決議いただき、今日に至っております。以来当社では、この報酬額を取締役の月額報酬に係る上限額として運用し、取締役の賞与については別途定時株主総会において都度その具体的な支給金額をご承認いただいております。

今般、賞与等を一体化した今後の取締役報酬の適切かつ機動的な運用を可能とするため、取締役の報酬総額の上限を月額から年額による上限に変更し、取締役の報酬等の額を増額ではなく、従来の「月額15,000千円以内」から、固定報酬である月額報酬及び業績連動報酬である賞与並びにその他の金銭報酬（役員弔慰金等）を含めた報酬等として、社外取締役分も含めて、「年額3億円以内」に改定いたしたいと存じます。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、事業報告40頁の「①取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、上記の決定方針を変更することは予定しておりません。

本議案は、上記のとおり、適切かつ機動的な取締役報酬の運用を可能とするものであること、また、報酬等の額が改定された場合も当該方針に基づき報酬等が決定される仕組となっておりますことから、相当であると判断しております。

なお、取締役の報酬等の額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

また、現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）であります。

#### 第4号議案 監査役の報酬等の額改定の件

当社の監査役の報酬額は、1986年9月29日開催の臨時株主総会において、「月額3,000千円以内」と決議いただき、今日に至っております。以来当社では、この報酬額を監査役の月額報酬に係る上限額として運用するとともに、監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から、その職責に応じた月額報酬のみとしております。

今般、監査役報酬の適切かつ機動的な運用を可能とするため、監査役の報酬総額の上限を月額から年額による上限に変更し、監査役の報酬等の額を増額ではなく、従来の「月額3,000千円以内」から、固定報酬である月額報酬及びその他の金銭報酬（役員弔慰金等）を含めた報酬等として、「年額70,000千円以内」に改定いたしたいと存じます。

当社における監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、事業報告40頁の「④取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、上記の決定方針を変更することは予定しておりません。

なお、現在の監査役の員数は3名であります。

#### 第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役7名（うち社外取締役2名）のうち6名（うち社外取締役1名）に対し、当期の功労に報いるため、当期の業績、支給対象人員等を勘案して、取締役賞与として20,200,000円（うち社外取締役分1,000,000円）を支給したいと存じます。なお、各取締役に対する支給金額については、取締役会にご一任願いたいと存じます。取締役会は、社外取締役を含む経営会議で事前審議した金額であるため、妥当な金額であると判断いたします。

## 第6号議案 当社株式の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当社第78期定時株主総会（2020年6月23日開催）において、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的とした当社株式の大量買付行為等に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を継続することにつき、株主の皆さまのご承認をいただきましたが、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社では、社会及び経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして本プランについて、継続的に検討してまいりました。

その結果、当社は、当社の企業価値を毀損し、株主の皆さまの共同の利益を損なうような不適切な買付等を抑止すべく、2022年5月11日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただくことを条件として、本プランを継続することを決議いたしました。なお、本プランの継続にあたり、実質的内容に変更はございません。

本プランの継続を決定した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、監査役全員が本プランの継続に同意しております。

また、2022年3月31日現在における当社の大株主の状況は「事業報告」の「2 会社の株式に関する事項(4)大株主」(38頁)のとおりでございます。加えて、現時点におきまして、特定の第三者から大量買付行為等を行う旨の通告や提案を受けていないことを申し添えます。

### 第1 本プラン継続の必要性

#### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社である以上、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方については、株主の皆さまが所有する当社株式の市場での自由な取引を通じて決まるべきものであり、当社株式の大量買付その他これに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といい、買付等を行う者を「買付者等」といいます。）がなされた場合、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきであると考えております。

しかし、株式の買付等の中には、その目的等からみて、対象となる会社の企業価値を損ね、あるいは株主の皆さまの共同の利益に反するものも少なからず存在します。

当社株式の買付者等が、後述の当社の経営理念、経営の基本方針（以下「経営理念等」といいます。）を理解せず、短期的な効率性を追求して特定分野から撤退してバランス経営を損ねたり、研究開発費用の大幅な削減をして技術開発を停滞させたりするなど、中・長期的な観点からの継続的な経営理念等に反する行為をとれば、当社が創業以来育んできた企業価値が著しく損なわれ、株主の皆さまの共同の利益が害されることになりえます。

従いまして、当社は、当社の企業価値が毀損され、株主の皆さまにとって不本意な形で不利益が生じる可能性がある結論づけられる当社株式の買付等を行う者は、当社の財務事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えます。

具体的には、以下のような場合等に、当該買付等が当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益に資さないものと判断いたします。

- ①当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような場合（いわゆるグリーンメーラー、焦土化経営を目的とする場合等）
- ②強圧的段階買付など株主の皆さまに株式の売却を事実上強制するおそれがある場合
- ③株主の皆さまに、買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が提供されず、又は提供された場合であっても不十分な提供である場合

- ④当社取締役会に、代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない場合
- ⑤買付者等の提案する株式の買付等の条件（対価の種類及び価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等）が当社の企業価値に照らして不十分又は不適切な場合
- ⑥当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な生産体制及び販売体制を支える会社の従業員、取引先、顧客、地域社会等との関係を破壊することなどにより、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を毀損する重大なおそれがある場合
- ⑦買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中・長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ⑧買付者等が公序良俗の観点から会社の支配株主として不適切であると判断される場合  
これらの場合においては、当社は、必要かつ相当な措置をとることによって、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

## 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1938年にゴムホース・工業用ゴム製品のメーカーとして創業し、タイガースポリマーグループ（以下「当社グループ」といいます。）として、国内外で事業を展開してまいりました。当社グループは、時代の流れを着実に捉えながら徹底した顧客指向により、幅広い分野で産業の発展に貢献するとともに、社会からの期待と信頼に応える企業であり続けたいと考えております。

当社グループは、投資家の皆さまに長期的に投資を継続していただくため、その企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を向上させる取組みとして、下記経営理念に基づき、経営の基本方針を定め、具体的な施策を展開しております。

### (1) 経営理念

- ①経済活動を通して付加価値を生み出し、広く社会に貢献する。
- ②株主の皆さまをはじめ従業員、取引先、社会などすべてのステークホルダーの信頼と期待に応える。
- ③企業の発展と持続性確保のため、市場の変化にすばやく対応し、常に顧客指向を「信念」として、その実現のために多種多様な変化に対し、「柔軟」に対応する。

### (2) 経営の基本方針

- ①3×4のバランス経営を行う。  
3つの基本技術（ホースを作る技術、ゴムシートを作る技術、モールド（成形品）を作る技術）をもとに製造した製品を4つの市場（家電、自動車、土木・建築・住宅、産業資材）に供給し、バランスのとれた経営を指向する。
- ②ニッチ市場で高シェアを獲得する。  
参加したそれぞれの市場で高シェアを獲得すべく経営資源の集中化を図る。
- ③需要に従った海外展開を行う。  
海外で需要のある国に事業を展開し、現地生産、現地販売を基本に最適地での生産を行う。
- ④技術開発で生き残る。  
技術開発に力を注ぎ、優れた技術により品質、効率、生産スピード等の面で他社との差別化を図る。

### (3) 経営の基本方針に基づき実施している具体的施策

- ①営業部管轄の国内支店の営業活動により、国内売上高の増加（樹脂ホース、ゴムシート等）を推進するとともに、自動車部品を担当するオートモーティブ営業部・営業所、さらには海外事業部と海外子会社のグローバルな活動により、連結売上高の拡大を推進しております。

具体的には、国内においては全国に展開する代理店を通じての販売ルートの積極的開拓・見直し、販売価格の適正水準の維持、新製品の開発・拡販などに努めております。

また、日本、米州、アジアに広がる自動車部品、家電用・産業用ホースの生産・販売を最も効率的に行うために、生産コスト・物流・為替等を総合的に勘案の上、最適地調達、最適地生産を推進しております。

- ②取引先のニーズに的確・迅速に対応するため、また収益力を高めるために、開発研究所に資源を投入し、機械・設備能力の向上、自動化工程の推進や新製品の開発などに注力しております。
- ③常に生産技術を改善・向上させ、工場の生産性向上・合理化を徹底的に進めております。具体的には、新材料の開発、ロス不良の低減、段取り時間短縮、生産のスピードアップ等に努めコスト低減を図っております。
- ④品質、安全、環境対策に注力し、環境関連法の遵守、ISOの徹底展開を図っております。
- ⑤拡大する海外子会社の管理手法を洗練させるため、子会社管理規定を充実させるとともに、当社主導により、各社の在庫管理システム及びセキュリティシステムを見直し、運用面の向上を常に図っております。
- ⑥これらの施策を効果的に推進するには、人材の育成・強化、内部統制の整備が不可欠です。海外子会社と国内との人事ローテーションを計画的、活発に行うことにより、グローバルな人材の育成に努力しております。
- ⑦金融商品取引法に基づく内部統制については、監査法人の指導の下に内部統制システムを確立させ、内部統制報告書を作成し、チェックを受けております。

#### (4) コーポレートガバナンス強化への取組み

当社グループは、経営理念に定める「ステークホルダーの信頼と期待に応える」ため、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。その一環として、2022年3月31日現在において社外取締役2名及び監査役3名（うち社外監査役2名）を選任し、重要会議への出席を励行するとともに、監査室を設置することにより、効率的な内部統制システムを構築し、経営の合理化・効率化及び職務の適正な遂行を図っております。

### 3. 本プランの目的

当社は、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益の確保・向上のために、前述の「1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを抑止する必要があります。

そのためには、買付等がなされるに際し、買付者等の提案する経営方針や事業計画等の内容、実現可能性及び適法性、当該提案が株主の皆さまや当社グループの経営に及ぼす影響、当社顧客をはじめとするステークホルダーに及ぼす影響その他当社企業価値に及ぼす影響の内容及び程度等について、検討・判断するに足りだけの十分な情報が開示されるべきです。

また、その情報に基づいて、①当該買付等が当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させるものであるかどうか、買付等に応じるべきかどうかを株主の皆さまが適切に検討・判断し、②当社取締役会が株主の皆さまに代替案をご提案し、あるいは③不適切な買付者等と交渉を行う機会・時間が確保されるべきです。

そこで、当社は、買付等がなされた場合に、上記の情報開示、検討・判断の時間・機会を確保することにより、当社基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させるため、



現段階で一定の措置を講じておくことが重要であると考えております。

なお、当社役員及びその関係者は、2022年3月31日現在で当社発行済株式総数（自己株式数を除く）の19.74%を保有しておりますが、これは相当に分散しており、必ずしも将来の安定性を保証するものではありません。また、当社が上場会社である以上、当社株式の譲渡は株主の皆さまの自由な意思によるものであることから、当社株式の流動性が今後さらに増すことも考えられます。

これらの事情に鑑みますと、今後当社株式に対して、企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を損なうような買付等がなされる可能性が十分に考えられ、買付等がなされた場合に、株主の皆さまのために必要な情報や時間を確保する必要性があると考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会の承認を条件として、本プランを継続することを決定しました。

## 第2 本プランの内容

### 1. 本プランについて（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### (1) 本プランの概略

本プランは、買付等が行われる際に、買付者等が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会による買付者等との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、いわゆる「事前警告型買収防衛策」に分類されるものです。

買付等が行われる場合の本プランに従った手続の概略は次のとおりです。手続の過程においては、適宜株主の皆さまに対する情報開示を行い、その透明性を確保することとしています。

#### ①情報等の事前提出

当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。

#### ②特別委員会の勧告

当社取締役会の決議により設置する特別委員会は、当社と利害関係のない独立社外者、社外取締役及び社外監査役から成り、外部専門家等の助言を得て、上記①により提出を受けた情報に基づき、買付等の内容の評価・検討を行います。

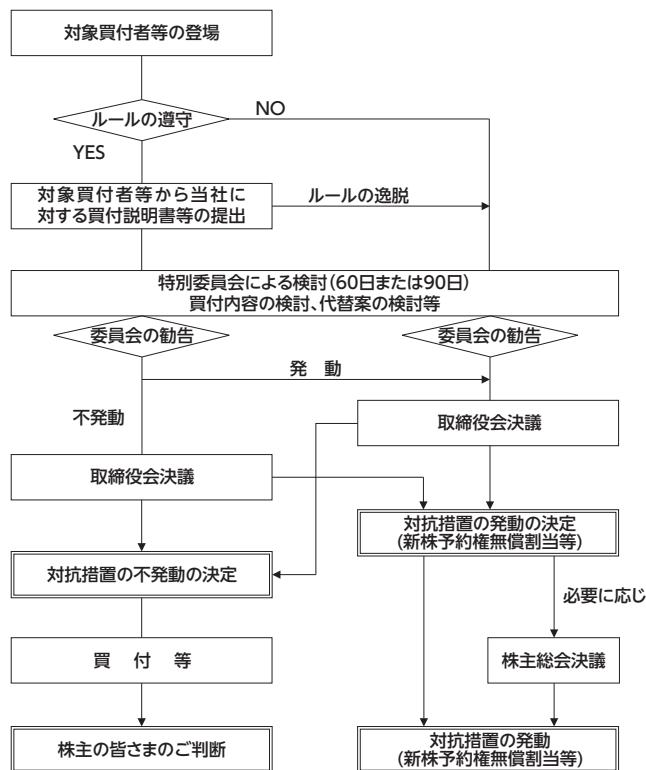
その結果、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を侵害する買付等ではないと特別委員会が判断した場合、対抗措置を発動しないよう、当社取締役会に勧告します。

他方、買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を侵害する買付等であると特別委員会が判断した場合は、同委員会は対抗措置の発動（買付者等による権利行使が認められない行使条件を付した新株予約権の無償割当の実施等）を当社取締役会に勧告します。

#### ③対抗措置の発動・不発動

当社取締役会は、上記②の特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。具体的な対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを実施する場合には、当社定款規定に基づき、当社取締役会のほか、必要に応じ、株主総会又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定します。

これにより、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保します。  
本プランの手の続の流れを図で示すと次のとおりです。



## (2) 本プランの特徴

本プランの主な特徴は次のとおりです。

### ① 株主総会決議に基づき、導入・継続・変更・廃止がなされます ～株主意思の原則～

本プランは、当社株式の買付等に対する対応策の導入、継続、変更及び廃止を、当社取締役会のほか、株主総会においても決定することができる旨の当社定款規定に基づき、株主総会決議により導入、継続されました。

また、今般も、当該定款規定に従い、本プランの継続を株主総会決議により決定するものです。

さらに、具体的な対抗措置の発動としての新株予約権無償割当に関しても、当社定款規定に基づき、当社取締役会のほか、必要に応じ、株主の皆さまの意思を確認するため、株主総会又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定します。

### ② 1回の株主総会決議を通じて変更・廃止が可能です ～株主意思の原則～

上記①のとおり、株主総会には、本プランの変更及び廃止を決議する権限があります。従

いまして、株主総会は、取締役の選解任を通じるまでもなく、直接に1回の決議により、本プランの変更及び廃止を決議することができます。

**③社外の者からなる特別委員会の勧告が尊重されます**

～恣意性の排除～

当社取締役会は、当社と利害関係のない独立社外者、社外取締役及び社外監査役から構成される特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動・不発動を決議します。当社取締役は、忠実義務及び善管注意義務を負っていますので、特別委員会の勧告とは異なる決議をする場合には、相応の合理的根拠及び説明が必要となります。これにより、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を抑止することができます。

**④発動要件の明確化・客観化**

～恣意性の排除～

本プランは、あらかじめ明確に定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されております。

## 2. 本プランの適用対象

当社は、以下のいずれかに該当する買付等（以下「対象買付等」といい、これを行おうとする者を「対象買付者」といいます。）が行われた場合に、新株予約権の無償割当、又は法令及び当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）を発動するか否か検討します。

- ①当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付等
- ②当社が発行者である株券等について、公開買付後の対象買付者及びその特別関係者<sup>4</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>5</sup>の合計が20%以上となる公開買付<sup>6</sup>

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 2 金融商品取引法第27条の23第3項により保有者に含まれる者を含み、以下、特に断らない限り同じです。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 4 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 5 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 6 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいい、以下、特に断らない限り同じです。

## 3. 対抗措置の発動及び不発動に係る手続

### (1) 特別委員会の設置

当社取締役会は、対象買付等が行われたとき又は行われる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置します。

当社取締役会は、特別委員会の客観性及び合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣及び対象買付者からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び有識者の中から特別委員会の委員を3名以上選任します。

あらかじめ候補者を定めますが、当社取締役会が経営陣及び対象買付者からの独立性が低いと判断したとき、候補者に事故があったとき、その他必要があるときは、候補者を変更するか、候補者以外から特別委員会委員を選任することがあります。この場合、変更理由のほか、新たに特別委員会委員の候補者として、又は特別委員会委員として選任した者の氏名、略歴等を開示します。

この特別委員会は、当社取締役会から独立して対抗措置の発動及び不発動に関し、審議・決定します。特別委員会の概要は、後述の「**第3 特別委員会**」に記載のとおりです。



## (2) 対象買付者に対する情報提供等の要求

当社は、対象買付者に対し、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、対象買付者の対象買付等の内容の検討のために必要な以下の内容の情報及び対象買付者が対象買付等に際して、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、あわせて「買付説明書」といいます。）を当社の定める様式により提出していただきます。

- ①対象買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組員その他の構成員（ファンドの場合）を含みます。）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本における連絡先、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②対象買付等の目的、方法及び内容（買付の対価の価額及び種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）
- ③買付価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付に関連する一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含みます。）
- ④買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤買付後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥買付後の当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑦買付後の当社の顧客、取引先、従業員、地域社会等への対応方針
- ⑧買付提案に関して適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他法令等に基づく承認又は許認可等の取得可能性
- ⑨買付後の当社の経営において必要な許認可維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑩対象買付者と第三者との間の当社の株券等に関する合意その他の買付等に関する意思連絡の有無
- ⑪反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑫その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

特別委員会又は当社取締役会が買付説明書の内容について要求する情報として不十分であると判断した場合、当社取締役会は、適宜合理的な回答期限を定めた上、対象買付者に対し、対象買付者の対象買付等の内容の検討のために必要な情報を追加して提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、必要に応じ、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を守るという観点から、対象買付者と協議、交渉を行います。

対象買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

買付説明書及び追加して提出していただく情報については、株主の皆さまに対しての適切な情報開示及び特別委員会における速やかな検討のために、日本語以外の言語での提出の場合は、日本語の訳文の添付を必須とさせていただきます。また、この場合、同様の趣旨から、日本語の書面を正本として扱います。

なお、対象買付者が出現した場合、当社は、適時適切な開示を行います。また、提供された情報が株主の皆さまの判断に必要なものと当社取締役会が判断した場合、当該情報を開示することがあります。

### (3) 特別委員会に対する当社取締役会の意見及び情報等の提供

当社取締役会は、対象買付者から買付説明書が提出された場合及び必要情報が追加提出された場合、速やかに特別委員会に対し、これらを提供します。また、当社取締役会は、これらの受領後10営業日以内に同委員会が定める合理的期間内に、対象買付者の対象買付等の内容に対する意見及び根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示します。

### (4) 特別委員会による検討

特別委員会は、対象買付者から買付説明書及び十分な情報並びに当社取締役会からの意見、代替案、情報、資料等を受領した後、対価を円価の現金のみとした買付等の場合は60日間、その他の場合は90日間、検討期間（以下「特別委員会検討期間」といいます。）を有することとし（ただし、特別委員会は10日を限度として、対象買付者の対象買付等の内容の検討等のために合理的に必要とされる範囲内で、決議によりこの期間を延長することができるものとします。）、この間に、対象買付者の対象買付等の内容の検討、当社取締役会が提示する代替案の検討、対象買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。なお、特別委員会が特別委員会検討期間に入る場合には、速やかにその旨を開示します。その上で、特別委員会は、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保するという観点から対象買付等の内容を検討します。

特別委員会の判断が企業価値及び株主の皆さまの共同の利益の確保・向上に資するものとなるよう、特別委員会は当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが出来るものとします。

### (5) 特別委員会による情報開示

特別委員会は、その判断の透明性を高めるため、対象買付者から提出された買付説明書の概要、対象買付者の対象買付等の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要、検討期間の延長及びその理由その他特別委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と特別委員会が判断した情報を除き、株主の皆さまに対し、速やかに情報開示を行います。

### (6) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、特別委員会検討期間中の検討等を経て、以下の手続を行うものとします。

なお、当社は、特別委員会が以下の手続に従い行う勧告の内容その他の事項について、決議後速やかに開示を行うものとします。

#### ①特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、対象買付者による対象買付等が後述する「4. 新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を行うことが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を行うことを勧告します。なお、特別委員会は、予め当該対抗措置の実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、特別委員会は、一旦新株予約権の無償割当の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、新株予約権の無償割当の効力発生日の前日まで新株予約権の無償割当を中止する旨の、又は無償割当の効力発生日以後、行使期間開始日の前日まで新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

ア) 当該勧告後、対象買付者が対象買付等を撤回した場合その他対象買付等が存在しなく

なった場合

- イ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、対象買付者による対象買付等が後述する「**4. 新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件**」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても新株予約権の無償割当を実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

**②特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合**

特別委員会は、対象買付者の対象買付等の内容について検討した結果、対象買付者による対象買付等が後述する「**4. 新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件**」に定める要件のいずれにも該当しない、若しくは該当しなくなった、又は該当しても新株予約権の無償割当をすることが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を行わないことを勧告します。

**(7) 取締役会による検討及び決議**

当社取締役会は、対象買付者の提出した買付説明書その他必要情報並びに対象買付者との協議又は交渉の結果を評価、検討し、前述の「**(6) 特別委員会における判断方法**」の特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとしします。

また、対抗措置の発動内容が株主総会の決議を必要とする場合その他当社取締役会が株主総会の決議を必要と判断する場合には、その招集を行います。

具体的には、以下の場合には株主総会を招集します。

- ①対抗措置の発動内容が法令又は定款上、株主総会の決議を必要とする場合
- ②特別委員会が新株予約権の無償割当の実施に際して、あらかじめ株主総会の承認を得べき旨の留保を付した場合で、当社取締役会が株主総会の決議を必要と判断する場合
- ③対象買付等について、後述の「**4. 新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件**」の②に掲げる要件への該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

なお、対象買付者は、当社取締役会が当該決議を行うまでの間は、当社株式の買付等に係る行為を実施してはならないものとしします。

**4. 新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件**

当社は、対象買付者による対象買付等が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を発動することが相当と認められる場合、前述の「**3. 対抗措置の発動及び不発動に係る手続**」に定める手続により、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を発動します（この場合の対象買付者を「特定対象買付者」といいます。）。

- ①本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ②以下に掲げる場合等、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある買付等である場合

ア) 株式を買占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求することを目的とする買付等である場合

- イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得するなど、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うことを目的とするような買付等である場合
- ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することを目的とする買付等である場合
- エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることを目的とする買付等である場合
- オ) 強圧的段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆さまに株式の売却を事実上強制するおそれのある買付等である場合
- カ) 買付等の条件（対価の価額及び種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適當な買付等である場合
- キ) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な生産体制及び販売体制を支える会社の従業員、取引先、顧客、地域社会等との関係を破壊することなどにより、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を毀損する重大なおそれがある買付等である場合
- ク) 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中・長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ケ) 買付者等が公序良俗の観点から会社の支配株主として不適切であると判断される場合

## 5. 新株予約権の無償割当以外の対抗措置

当社取締役会は、新株予約権の無償割当以外に、法令及び当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置のうち、募集株式の発行などを特別委員会に諮り、その時点で相当と認められるものを選択する場合があります。

### 第3 特別委員会

当社取締役会は、対象買付等が行われたとき又は行われる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置します。

当社取締役会は、特別委員会の客観性及び合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣及び対象買付者からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び有識者の中から特別委員会の委員を選任します。特別委員会の委員は3名以上とし、選任された委員は、委員の中から委員長を選定します。

特別委員会の概要については、別紙1「特別委員会規則」に定めるとおりであり、特別委員会委員の候補者の氏名及び略歴は、別紙2「特別委員会委員の候補者」に記載のとおりです。

### 第4 本新株予約権の概要

本プランの発動による新株予約権の無償割当がなされることとなった場合、当社は、当該無償割当に関する株主総会又は取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された全ての株主に対し、

(i) 特定対象買付者による権利行使は認められないとの行使条件

及び

(ii) 当社が特定対象買付者以外の者から当社株式一株と引換えに新株予約権一個を取得する旨の取得条項

が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その有する株式一株につき新株予約権一個の割合で無償割当を行います。



本新株予約権の詳細については、別紙3「新株予約権の要項」に記載のとおりです。

### 第5 本プランの株主総会での承認

本プランは、本定時株主総会における本プランの承認決議案が可決されることを条件として効力を生じる旨、2022年5月11日開催の当社取締役会で決議されておりますが、本定時株主総会における株主の皆さまのご承認がいただけない場合は、効力を生じず、廃止されることとなります。

### 第6 本プランの有効期間、廃止及び変更手続

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から（ただし、本総会において、本プランの承認決議案が可決されることを条件とします。）、当社第82期定時株主総会の終結の時までの約2年間とします。

当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会又は株主総会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益の確保及び向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただく本プランの趣旨に反しない範囲で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランの有効期間中であっても、上記見直し等の範囲を超える重要な変更が必要になった場合は、当社株主総会において株主の皆さまのご承認を得て、本プランの変更を行うことがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、その内容等について、速やかに情報開示を行います。

### 第7 本プランの合理性

本プランは、当社基本方針に沿い、また、本プランの内容及び導入・運用は、「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日改定 東京証券取引所）が定める買収防衛策に関する原則に沿ったものとなっております。従いまして、当社取締役会は、本プランが当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

#### 1. 株主意思の重視

本プランは、本定時株主総会における本プランの承認決議案が可決されることを条件として効力を生じる旨、2022年5月11日開催の当社取締役会において決議されておりますが、かかる定時株主総会における株主の皆さまのご承認がいただけない場合は、効力を生じず、廃止されることとなります。

また、本プランの有効期間は、約2年間に限定されておりますし、有効期間満了前であっても、株主総会又は当社取締役会の決議により、本プランを廃止することができます。

さらに、上記定時株主総会において本プランの継続が決議された場合、約1年経過した時点において、定時株主総会で、取締役の改選の可否を通じて本プランの継続又は廃止に係る株主の皆さまのご意思を確認することができます。具体的には、現任取締役の任期が当社第81期定時株主総会終結の時に満了しますので、同総会における取締役全員の選解任議案をご審議いただくこととなります。このように、有効期間中においても、取締役選解任議案をご審議いただくことで、より一層株主の皆さまのご意思を反映させることができます。

#### 2. 独立性の高い社外者による判断と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外監査役、弁護士、大学教授等の社外有識者、社外取締役からなる特別委員会を設置し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重して本プランの発動又は不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的な判断を排してその客観性と独立性を担保し、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益の確保及び向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、対象買付者から提出された買付説明書の概要、対象買付者の対象買付等の内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆さまに対し速やかに情報開示を行うこととしております。

### 3. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

### 4. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

### 5. デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないこと

前述の「第6 本プランの有効期間、廃止及び変更手続」に記載のとおり、本プランは、1回の株主総会決議で廃止することができ、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができます。株主の皆さまが、株主提案権を行使して、本プランの廃止を株主総会の議題とするほか、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することも可能です。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用しておらず、取締役の増員時においても、増員された取締役の任期を在任中の取締役の残存任期と一致させることとしますので、期差任期が発生することはありません。従いまして、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

### 6. 特定対象買付者の財産権の保護

本プランの発動時に割り当てられる本新株予約権には、特定対象買付者の権利行使を制限する行使条件が付されております。そのため、特定対象買付者につき、保有する株式の価値の希釈化に伴う財産上の損害が発生する可能性があります。しかしながら、別紙3「新株予約権の要項」に記載のとおり、本新株予約権には譲渡制限が付されるものの、当社取締役会の承認を得て、第三者に譲渡できることとなっておりますので、特定対象買付者についても、かかる手続を経て、割当を受けた本新株予約権を権利行使が制限されることのない第三者に譲渡することによって、財産上の損害の発生を回避できる余地があります。

## 第8 株主の皆さまへの影響

### 1. 本プラン継続の承認時に株主の皆さまに与える影響

本プラン継続の承認時点においては、本プランに基づく本新株予約権の無償割当は行われませんので、株主及び投資家の皆さまの権利及び利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### 2. 本新株予約権の無償割当時に株主の皆さまに与える影響

#### (1) 新株予約権無償割当に関する申込手続等は不要です

当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定め、公告する一定の日（以下「基準日」といいます。）における株主の皆さまに対し、保有する株式一株につき一個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。

株主の皆さまは、無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込手続等は不要です。

#### (2) 特定対象買付者以外の株主の皆さまには、その保有する株式に価値の希釈化は生じません

当社が、当社取締役会の決定により、特定対象買付者以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付する場合、特定対象買付者以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払い込みをすることなく、当社株式を受領することとなります。

また、特定対象買付者以外の株主の皆さまが、権利行使期間内に、本新株予約権の行使に係る手続を経た場合も、当社株式を受領することになります。

従いまして、その保有する当社株式全体としての価値の希釈化は生じません（当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じます。）。

#### (3) 新株予約権の無償割当の中止等について

当社は、特定対象買付者が対象買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当の効力発生日の前日までは本新株予約権の無償割当を中止し、又は無償割当の効力発生日以後、行使期間開始日の前日までは、当社株式を交付することなく本新株予約権を無償で取得することがあります。

これらの場合、結果的に、一株当たりの株式価値の希釈化は生じませんので、希釈することを前提として、当社株式の売買を行った株主や投資家の皆さまは、株価の変動によって相応の損害を被る可能性があります（とりわけ、権利落ち日以降に売買した場合。）。

このような損害発生の可能性を最小限に留めるべく、無償割当の中止を権利落ち日までとするなどの措置を講じることとします。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆さまに対して情報開示又は通知をしますので、その内容をご確認ください。

以上

## 特別委員会規則

第 1 条 この規則は、当社株式の大量買付行為等に関する対応策（以下「本プラン」という。）の発動を検討するために、取締役会が設置する特別委員会の組織、運営等について定める。

2. 本規則において用いる各用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 「対象買付等」とは、以下のいずれかに該当する当社株式の大量買付その他これに類似する行為又はその提案をいう。

①当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付等

②当社が発行者である株券等について、公開買付後の対象買付者及びその特別関係者<sup>4</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>5</sup>の合計が20%以上となる公開買付<sup>6</sup>等

(2) 「対象買付者」とは、前号所定の対象買付等を行おうとする者をいう。

(3) 「本新株予約権」とは、本プランに基づき発動される対抗措置としての新株予約権無償割当により割り当てられる新株予約権をいう。

1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいい、以下、特に断らない限り同じです。

2 金融商品取引法第27条の23第3項により保有者に含まれる者を含み、以下、特に断らない限り同じです。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいい、以下、特に断らない限り同じです。

4 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいい、以下、特に断らない限り同じです。

5 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいい、以下、特に断らない限り同じです。

6 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいい、以下、特に断らない限り同じです。

第 2 条 特別委員会の設置は、取締役会の決議によって行う。

第 3 条 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣及び対象買付者から独立している次の各号に定める者のいずれかに該当する者の中から、特別委員会の設置に際し、取締役会が選任する。ただし、ここでいう社外の有識者とは、当社と取引等利害関係のない実績ある経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、大学教授又はこれに準じる者で、別途取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。

(1) 当社社外取締役

(2) 当社社外監査役

(3) 前各号に定める以外の社外の有識者

第 4 条 特別委員会委員の任期は、原則として選任後半年間とする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は社外監査役であった特別委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合には、再任される場合を除き、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該特別委員会委員が、なおも社外の有識者の要件を満たす場合、取締役会は、所定の手続を経て、特別委員会委員として再任することができる。



- 第5条 特別委員会は、次の各号に記載されている事項について取締役会から独立して審議、決定し、その決定の内容に理由を付して取締役会に対して勧告する。この場合、特別委員会の委員は、決定にあたって、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- (1) 本新株予約権の無償割当の実施又は不実施
  - (2) 本新株予約権の無償割当の中止又は本新株予約権の無償取得
  - (3) 本新株予約権の無償割当以外の対抗措置の発動又は不発動
  - (4) その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項
2. 取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当の実施若しくは不実施、又はその他対抗措置の発動若しくは不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。
3. 第1項各号に定めるところに加え、特別委員会は、次の各号に記載される事項を行うことができる。
- (1) 対象買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
  - (2) 対象買付者及び取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - (3) 特別委員会の検討期間の設定及び延長
  - (4) 対象買付者の対象買付等の後の経営方針、事業計画等内容の精査、検討及び株主への提示
  - (5) 取締役会への代替案提出の要求、取締役会作成の代替案の検討、株主への代替案の提示
  - (6) 本プランの修正又は変更に係る承認
  - (7) その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
  - (8) 特別委員会が行うことができるものとして取締役会が定めた事項
- 第6条 特別委員会は、買付説明書の記載内容及び提出された情報が本プランに関して要求する情報として不十分であると判断した場合は、当社取締役会に対し、本プランに関して要求する情報を追加的に対象買付者に要求するよう求めることができる。
2. 特別委員会は、対象買付者から買付説明書及び前項に規定する本プランに関して要求する情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、対象買付者の対象買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他特別委員会が適宜必要があると認める情報、資料等を提出するよう要求することができる。
- 第7条 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を取締役に要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- 第8条 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができる。
- 第9条 各特別委員会委員は、いつでも特別委員会を招集することができる。
- 第10条 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、適当な方法で行うことができる。

以上

別紙 2

特別委員会委員の候補者

- 氏名 天 野 勝 介 (あまの かつすけ)  
1952年2月27日生
- 略 歴 1978年 弁護士登録、田村徳夫法律事務所入所  
1983年 北浜法律事務所へ移籍  
1985年 北浜法律事務所 パートナー (現任)  
2001年 大阪弁護士会副会長  
2004年 京都大学客員教授  
2005年～2008年 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻 (法科大学院)  
非常勤講師  
2007年 京都大学客員教授  
2007年～2011年 年金記録確認大阪地方第三者委員会委員  
2011年～2014年 大阪府建設工事等総合評価審査会委員  
2020年 弁護士法人北浜法律事務所 社員弁護士 (現任)
- 氏名 河 本 高 希 (かわもと たかき)  
1983年10月27日生
- 略 歴 2009年 薩摩公認会計士事務所入所  
2012年 公認会計士登録  
2013年 監査法人彌榮会計社 社員  
2014年 税理士登録  
2018年 株式会社I P O C 代表取締役社長 (現任)  
2019年 監査法人彌榮会計社 代表社員 (現任)  
2021年 当社社外取締役 (現任)

○ 氏 名 大 川 治 (おおかわ おさむ)  
1969年11月15日生

略 歴 1996年 弁護士登録、堂島法律事務所入所  
2003年 当社社外監査役 (現任)  
2007年 燦キャピタルマネージメント株式会社 社外監査役  
2009年 弁護士法人堂島法律事務所設立、同事務所 社員弁護士 (現任)

○ 氏 名 釜 中 利 仁 (かまなか としひと)  
1980年11月12日生

略 歴 2008年 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所  
2013年 公認会計士登録  
税理士登録  
鈴江総合会計事務所入所  
2014年 公認会計士・税理士釜中利仁事務所開設 代表公認会計士・税理士 (現任)  
2019年 松本金属工業株式会社 非常勤取締役 (現任)  
2021年 当社社外監査役 (現任)

以 上

## 新株予約権の要項

## 1. 新株予約権無償割当に関する事項の決定

- (1) 割当対象株主  
新株予約権無償割当に関する当社株主総会決議又は当社取締役会決議（以下「新株予約権無償割当決議」という。）において定める一定の基準日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（以下「割当対象株主」という。）。
- (2) 割当の方法  
割当対象株主が割当基準日に保有する当社株式一株につき新株予約権一個の割合で、新株予約権を割当てて。ただし、同時点において当社の保有する当社株式には新株予約権を割当てない。
- (3) 新株予約権の総数  
割当基準日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社が有する当社株式の数を控除する。）と同数とする。
- (4) 新株予約権の無償割当がその効力を生ずる日  
新株予約権無償割当決議において定める。

## 2. 新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の目的である株式の数  
新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式」という。）は一株とする。  
ただし、新株予約権の発行後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式は以下の算式により調整されるものとする（調整の結果、一株未満の端株が生じる場合、切り捨てる。）。  
$$\text{調整後対象株式の数} = \text{調整前対象株式の数} \times \text{分割比率（又は併合比率）}$$
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - ① 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は「行使価額」（下記②において定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
  - ② 「行使価額」とは、金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において、新株予約権無償割当決議において決定する金額とする。  
「時価」とは、新株予約権無償割当決議の前日から遡って90日間（取引が成立しなかった日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (3) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、新株予約権の無償割当の効力発生日（ただし、これに代わる日を定めたときは当該日）を初日として1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において定める期間とする。  
なお、後述の(8)により当社が新株予約権を取得する場合、その取得に係る新株予約権の行使期間については当該取得日の前営業日までとする。

また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- ①以下のいずれかに該当する者のうち、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき、当社の株券等を買付し保有することが当社の企業価値又は株主の皆さまの共同の利益を損なうと認められた者（以下「特定対象買付者」という。）は、新株予約権を行使することができない。
- ア 特定大量保有者  
当社が発行者である株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>で、当該株券等に係る株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含む。）
  - イ 特定大量保有者の共同保有者<sup>4</sup>  
当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含む。
  - ウ 特定大量買付者  
公開買付<sup>5</sup>によって当社が発行者である株券等<sup>6</sup>の買付等<sup>7</sup>を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有<sup>8</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>9</sup>がその者の特別関係者<sup>10</sup>の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含む。）
  - エ 特定大量買付者の特別関係者  
当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含む。
  - オ アないしエに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け又は承継した者
  - カ アないしオに該当する者の関連者<sup>11</sup>

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいい、以下、アにおいて同様とする。
- 2 金融商品取引法第27条の23第3項により保有者に含まれる者を含み、以下、特に断らない限り同様とする。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいい、以下、特に断らない限り同様とする。
- 4 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同第6項により共同保有者とみなされる者を含む。以下、特に断らない限り同様とする。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいい、以下、特に断らない限り同様とする。
- 6 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいい、以下、ウにおいて同様とする。
- 7 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、以下、特に断らない限り同様とする。
- 8 これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。
- 9 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいい、以下、特に断らない限り同様とする。
- 10 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定めるものを除く。以下、特に断らない限り同様とする。
- 11 実質的にその者を支配し、その者に支配され、若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認められた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認められた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいう。

- ②当社は、特定の株主予約権者に対し、当社に対して、自らが特定対象買付者に該当せず、かつ、特定対象買付者のために株主予約権を行使しようとしている者ではないこと及び株主予約権の行使条件を充足していることなどを確認するための合理的な手続を定めることができ、当該株主予約権者が、当該合理的な手続を履践しないときは、株主予約権を行使する

ことができない。

- (5) 新株予約権を有する者が、上記(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する当社の資本金及び資本準備金は、新株予約権無償割当決議において定める。
- (7) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (8) 当社による新株予約権の取得
  - ① 当社は、効力発生日後行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を別途取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社は、新株予約権の行使期間中において、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、上記(4)により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得して、これと引換えに新株予約権一個につき当社株式一株を交付することができる。  
また、当社は、かかる取得がなされた日より後に、上記(4)により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者が有している新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使の新株予約権全てを取得し、これと引換えに、新株予約権一個につき当社株式一株を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- (9) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件  
新株予約権無償割当決議において定める。
- (10) 新株予約権証券の発行  
新株予約権については新株予約権証券を発行しない。
- (11) 法令の改正等による修正  
上記で引用する法令の規定は、2022年5月11日現在施行されている規定を前提としているものである。同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記に定める条項又は用語の意義等を適宜、合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上



(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 全般的概況

当連結会計年度の経済情勢は、国内では各種政策の効果やワクチン接種の進展により持ち直しが期待されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で消費活動の低調やインバウンド需要の減少が継続しました。また、国内外で原材料価格の上昇や半導体不足、物流の混乱によるサプライチェーンへの影響が深刻化し、地政学的リスクの高まりもあり依然として厳しい経営環境が続きました。

このような環境の下、当社グループの当連結会計年度の業績は、ロックダウンによる長期間の操業停止の影響等を受けた前期からの反動により、日本、米州、東南アジア、中国の全てのセグメントで売上高が増加した結果、グループ全体の連結売上高は、40,878百万円（前期比4,289百万円 11.7%増加）となりました。

また、利益面につきましては、売上高の増加等で日本、米州、東南アジアのセグメントで営業増益となったことにより、営業利益は1,280百万円（前期比127百万円 11.1%増加）、当期末における為替レートが円安となり為替差益が発生したことにより、経常利益は1,797百万円（前期比338百万円 23.2%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は831百万円（前期比62百万円 8.1%増加）となりました。

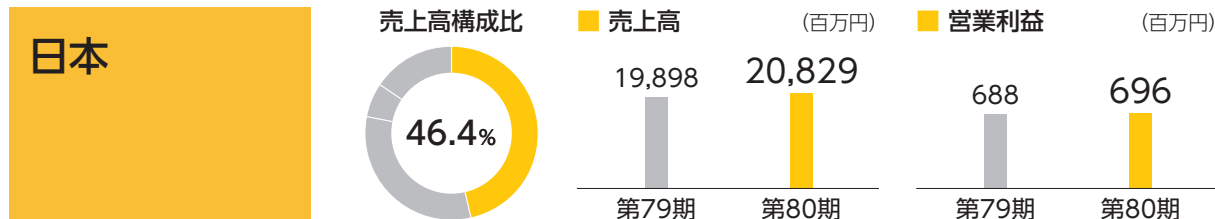
個別の業績につきましては、売上高は20,699百万円（前期比964百万円 4.9%増加）、営業利益は587百万円（前期比8百万円 1.5%増加）、経常利益は1,883百万円（前期比716百万円 61.4%増加）、当期純利益は1,563百万円（前期比606百万円 63.4%増加）となりました。

#### 連結業績

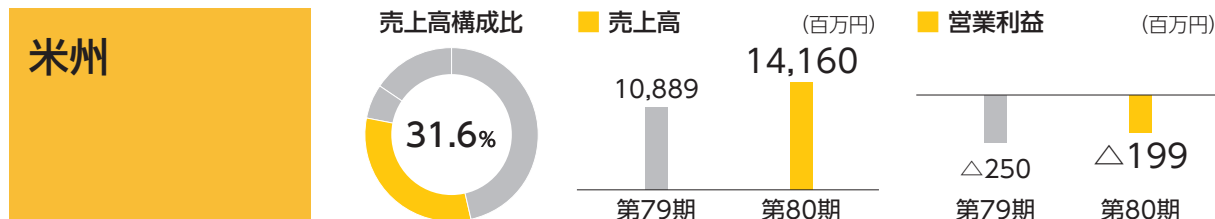
売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり当期純利益
408億78百万円	12億80百万円	17億97百万円	8億31百万円	41.60円
42億89百万円 増加	1億27百万円 増加	3億38百万円 増加	62百万円 増加	3.14円 増加

## 地域別概況

地域別の売上高及び営業利益は次のとおりであります。



「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等の適用により、得意先から有償で支給される部品・原材料について、売上高と売上原価の総額表示から売上高の減額表示に変更したことにより、売上高と売上原価がそれぞれ1,171百万円減少しております。この影響により、自動車部品・ゴムマット類の販売は減少しましたが、産業用ホース・家電用ホース・ゴムシート類の販売が増加し、売上高は20,829百万円(前期比931百万円 4.7%増加)となりました。販売増加が減価償却費や運賃等の増加を吸収して、営業利益は696百万円(前期比8百万円 1.2%増加)となりました。



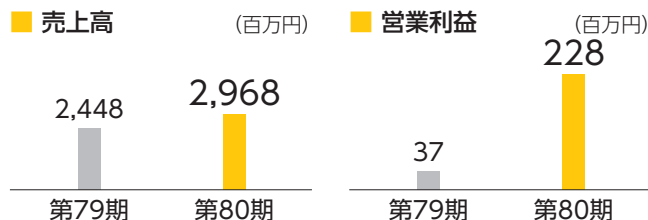
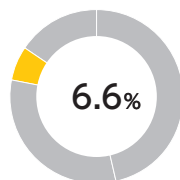
米国では、自動車部品は、前期のロックダウンによる操業停止の反動で販売は増加しましたが、原材料費や人件費、諸経費が増加し、増収・減益となりました。産業用ホースは、需要の持ち直しと原材料費の上昇に対する価格改定や生産効率の改善効果により、増収・増益となりました。メキシコの自動車部品は、円安による為替換算上の影響により増収となりましたが、原材料費や諸経費が増加し減益となりました。

その結果、売上高は14,160百万円(前期比3,270百万円 30.0%増加)、営業損失は199百万円(前期営業損失250百万円)となりました。



## 東南アジア

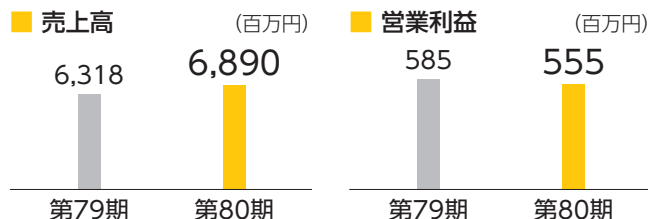
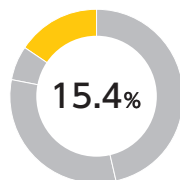
売上高構成比



タイでは、自動車部品の国内販売や米州向け販売が増加し、増収・増益となりました。マレーシアでは、家電用ホースの販売が減少したことに加え、人件費や諸経費が増加し、減収・減益となりました。その結果、売上高は2,968百万円（前期比520百万円 21.3%増加）、営業利益は228百万円（前期比191百万円 517.7%増加）となりました。

## 中国

売上高構成比



自動車部品の販売は減少しましたが、家電用ホースの販売が増加したことに加え、為替換算上の影響により、売上高は6,890百万円（前期比572百万円 9.1%増加）となりました。人件費や諸経費の増加等により、営業利益は555百万円（前期比30百万円 5.2%減少）となりました。

地 域	売 上 高			営 業 利 益
	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)	金額 (百万円)
日 本	20,829	46.4	104.7	696
米 州	14,160	31.6	130.0	△199
東南アジア	2,968	6.6	121.3	228
中 国	6,890	15.4	109.1	555
合 計	44,849	100.0	113.4	1,280

(注) 地域別の売上高及び営業利益は、地域間取引消去前のものです。

## (2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、デジタル技術の革新、SDGsをはじめとする社会的要請への対応、ウクライナ情勢を始めとする混沌とした国際情勢等、変化のスピードが加速しております。特に、2020年から続く新型コロナウイルス感染拡大は、グローバルで経済や生活に大きな影響を与え続けており、また、気候変動対策への対応としてのEV化の加速等、事業構造の変化はますます加速しております。

このように国内外の経済が揺れ動いている中、コロナ禍の混乱を乗り越え、国内市場での競争に勝ち抜き、変化の激しい国際市場の中でも負けずに成長していくためには、「売上・収益計画の必達」、「連結経営の強化」及び「企業体質の強化」が重要であると考えており、下記項目を掲げ、推進してまいります。

### 売上・収益 計画の必達

- ・製品の質を高め、お客さまの満足と信頼を得ることにより、ニッチ市場でのシェア拡大を図る
- ・開発部門、営業部門の創意に満ちた闊達な活動により、新製品・技術を開発し、新しいお客さまを開拓する
- ・製造拠点における効率化・生産性改善を推進し、さらなる品質の向上に努める
- ・原材料調達能力の強化により、コストの削減を図る
- ・全社的に「売上の最大化、経費の最小化」に向けた取組みを推進する

### 連結経営 の強化

- ・材料、部品、金型等について、世界市場を比較した上で、最適グローバル調達を進める
- ・海外拠点の開発能力及びリスク管理を強化して、収益性を確保する
- ・海外拠点間の協力体制を構築し、強化する

### 企業体質 の強化

- ・コーポレートガバナンス、コンプライアンスをさらに充実させる
- ・推進及び管理両面における標準化、文書化による業務品質をさらに向上させる
- ・新基幹システムの効果的な運用の定着とデータ活用による効果的なマーケティング力を強化する

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債、新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

## (4) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は、総額24億24百万円で主なものは次のとおりであります。

当社	自動車部品製造用設備等
Tigerpoly Manufacturing, Inc.	自動車部品製造用設備等
Tigerpoly(Thailand)Ltd.	自動車部品製造用設備等
広州泰質塑料有限公司	自動車部品製造用設備等

## (5) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

期 別 項 目	第77期	第78期	第79期	第80期 当連結会計年度
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売 上 高(百万円)	43,020	39,870	36,589	40,878
経 常 利 益(百万円)	2,587	1,563	1,459	1,797
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	1,682	222	769	831
1株当たり当期純利益 (円)	84.12	11.13	38.46	41.60
総 資 産(百万円)	43,679	42,733	43,875	47,635
純 資 産(百万円)	31,530	31,093	31,573	33,681

### ②当社の財産及び損益の状況

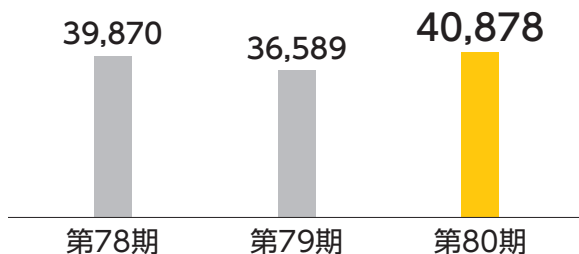
期 別 項 目	第77期	第78期	第79期	第80期 当事業年度
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売 上 高(百万円)	22,748	21,399	19,735	20,699
経 常 利 益(百万円)	1,949	1,476	1,166	1,883
当 期 純 利 益(百万円)	1,327	1,192	956	1,563
1株当たり当期純利益 (円)	66.37	59.59	47.81	78.18
総 資 産(百万円)	32,528	33,503	35,468	37,586
純 資 産(百万円)	24,195	24,757	26,146	27,345

(注) 第80期の営業成績については、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## 連結業績

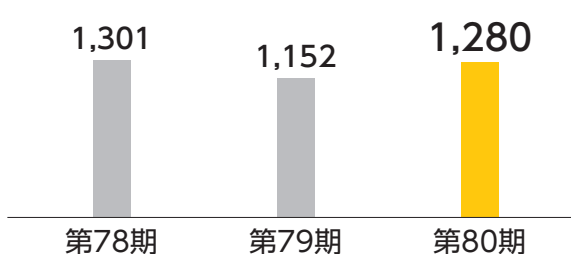
### 売上高

(百万円)



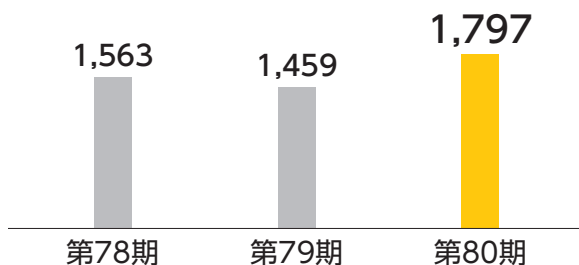
### 営業利益

(百万円)



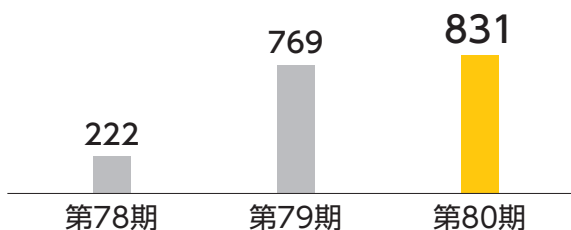
### 経常利益

(百万円)



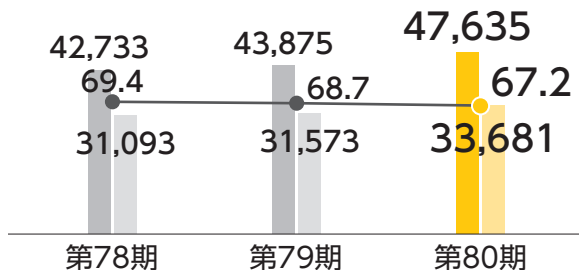
### 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



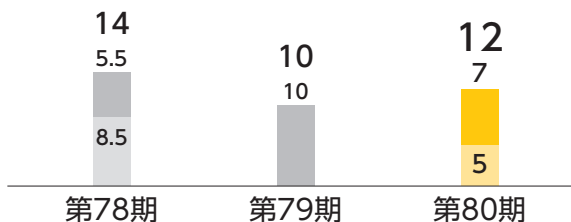
### 総資産／純資産／自己資本比率

■ 総資産 (百万円) ■ 純資産 (百万円) ● 自己資本比率 (%)



### 配当金

■ 中間配当金 (円) ■ 期末配当金 (円)



## (6) 主要な事業内容

当社グループは、合成樹脂、ゴム及びそれらの複合資材をもとに、ホース、ゴムシート、成形品、その他金型などの製造販売を行っており、その主要な製品は次のとおりであります。

部 門	品 目	主 要 製 品
ホ ー ス	家 電 用 ホ ー ス	掃除機用ホース、洗濯機用ホース、エアコン用ホース
	産 業 用 ホ ー ス	地中埋設管（電線等の保護管）、粉体・液体輸送用ホース、土木・建築用ホース、住宅用ホース（空調・排水）
ゴ ム シ ー ト	ゴ ム シ ー ト	合成ゴムシート（一般合成ゴム、特殊ゴム、導電性ゴム、ウレタンゴム）、天然ゴムシート
	ゴ ム マ ッ ト	玄関用マット、融雪マット
成 形 品	ゴ ム 成 形 品	自動車用エアダクト、押出成形品
	樹 脂 成 形 品	自動車用吸気系部品、精密樹脂成形品
そ の 他	そ の 他	金型、生産機械、治具

## (7) 主要な営業所及び工場

### ①当社の主要拠点

### ②子会社の主要拠点

名 称	(所在地)	名 称	(所在地)
本 社	(大阪府豊中市)	Tigerflex Corporation	(米国イリノイ州)
東京支店	(東京都中央区)	Tigerpoly Manufacturing, Inc.	(米国オハイオ州)
名古屋支店	(名古屋市中村区)	Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.	(メキシコグアナファト州)
大阪支店	(大阪市西区)	Tigerpoly (Thailand) Ltd.	(タイ国アユタヤ県)
広島支店	(広島市中区)	Tigers Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd.	(マレーシアジョホール州)
栃木工場	(栃木県塩谷郡)	杭州泰賀塑化有限公司	(中国浙江省杭州市)
静岡工場	(静岡県掛川市)	広州泰賀塑料有限公司	(中国広東省広州市)
岡山工場	(岡山県備前市)	武庫川化成株式会社	(兵庫県尼崎市)
開発研究所	(神戸市西区)	高槻化成株式会社	(大阪府高槻市)
		タイガース工販株式会社	(兵庫県尼崎市)

(注) 福岡支店は2022年3月31日をもって広島支店へ統合されました。

## (8) 使用人の状況

### ①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,059名	71名減少

(注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員及び臨時従業員（当連結会計年度末雇用人員24名）は含まれておりません。

### ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
569名	10名減	43.1才	18.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員1名、出向者37名、臨時従業員9名は含まれておりません。なお、準職員・嘱託45名は含めております。

## (9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Tigerflex Corporation (米国)	千米ドル 6,000	55.0%	ホースの製造
Tigerpoly Manufacturing, Inc. (米国)	千米ドル 58,500	100.0	成形品の製造
Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)	千ペソ 267,995	100.0	成形品の製造
Tigerpoly (Thailand) Ltd. (タイ国)	千バーツ 290,000	100.0	ホース及び成形品の製造
Tigers Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd. (マレーシア)	千リンギ 27,600	100.0	ホースの製造
杭州泰賀塑化有限公司 (中国)	千米ドル 7,250	100.0	ホース及び成形品の製造
広州泰賀塑料有限公司 (中国)	千米ドル 7,200	100.0	成形品の製造
武庫川化成株式会社	千円 10,000	100.0	ホースの製造
高槻化成株式会社	千円 50,000	100.0	成形品の製造
タイガース工販株式会社	千円 15,000	100.0	ホースその他の販売

(注) 特定完全子会社に該当する会社はありません。

## (10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,400 百万円
株式会社京都銀行	930
三井住友信託銀行株式会社	420
日本生命保険相互会社	100
明治安田生命保険相互会社	50

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,905,358株 (自己株式 206,240株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 3,545名 (前事業年度末比 43名減)
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
タイガー興産有限会社	1,965 千株	9.8 %
タイガース取引先持株会	1,656	8.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,219	6.1
株式会社三菱UFJ銀行	979	4.9
澤田宏治	888	4.4
株式会社京都銀行	776	3.9
T. P. C持株会	696	3.5
タイガースポリマー従業員持株会	556	2.7
INTERACTIVE BROKERS LLC	551	2.7
澤田裕治	480	2.4

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

## 3 当社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

#### 4 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

##### （1）取締役及び監査役の状況

地 位		氏 名	担当【重要な兼職の状況】	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	
	代表取締役社長	さわだ こうじ 澤田 宏治	開発研究所、情報システム室、 監査室	13回/13回 (100%)	—	
	代表取締役会長	わたなべ けんたろう 渡辺 健太郎		13回/13回 (100%)	—	
	常務取締役	きど としあき 木戸 俊明	オートモーティブ営業部、海外 事業部、購買部、品質保証部	13回/13回 (100%)	—	
	常務取締役	うえだ えいじ 植田 英司	総務部、製造部、資材部、環境 管理部	13回/13回 (100%)	—	
	取締役	いのうえ ひろあき 井上 宏章	経理部長兼経営管理部長	10回/10回 (100%)	—	
社外	独立	取締役	のじり やすし 野尻 恭	【株式会社ミューチュアル 社 外取締役】	13回/13回 (100%)	—
社外	独立	取締役	かわもと たかき 河本 高希	【公認会計士・税理士（監査法 人彌栄会計社代表社員）】 【株式会社IPOC代表取締役社 長】	10回/10回 (100%)	—
	常勤監査役	たむら よういち 田村 洋一		13回/13回 (100%)	7回/7回 (100%)	
社外	独立	監査役	おおかわ おさむ 大川 治	【弁護士（弁護士法人堂島法律 事務所社員弁護士）】	13回/13回 (100%)	7回/7回 (100%)
社外	独立	監査役	かまなか としひと 釜中 利仁	【公認会計士・税理士（公認会 計士・税理士釜中利仁事務所 代表）】 【松本金属工業株式会社非常勤 取締役】	10回/10回 (100%)	5回/5回 (100%)

- (注) 1. 取締役 野尻恭及び河本高希の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 大川治及び釜中利仁の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 河本高希及び監査役 釜中利仁の両氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 野尻恭、河本高希並びに監査役 大川治、釜中利仁の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出してあります。
5. 取締役 高良寛人及び溝口聖規の両氏は、2021年6月22日開催の当社定時株主総会終結の時をもって退任し、監査役 薩摩嘉則氏は、2021年6月22日開催の当社定時株主総会終結の時をもって辞任してあります。



6. 当社は、当社取締役及び監査役並びに執行役員、及び当社子会社役員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下「D&O保険」）を保険会社との間で締結しております。D&O保険の概要は以下のとおりであります。
- ・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、株主又は第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
  - ・当該契約の保険料は、当社が全額負担しております。

## （2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### 1) 当該方針の決定の方法

決定方針は、社外取締役を含む経営会議の事前審議の答申に基づき、取締役会が決定しております。

#### 2) 当該方針の内容の概要

当該方針の内容の概要は、次のとおりです。

- ・取締役の報酬は、月額報酬と賞与で構成し、会社業績との連動性を確保するとともに、月額報酬は職責に応じて、賞与は成果を反映した体系とする。なお、非金銭報酬については支給しない。
- ・月額報酬については、社外取締役を含む経営会議で事前審議した後、取締役会は、個別支給額の決定を経営会議で事前審議された内容に基づき代表取締役に一任する旨を決議する。
- ・賞与については、社外取締役を含む経営会議で事前審議した後、総支給額を株主総会に付議し、承認を得る。その後、株主総会終了後に、取締役会は、個別支給額の決定を経営会議で事前審議された内容に基づき代表取締役に一任する旨を決議する。
- ・賞与と月額報酬の支給割合については、賞与が業績連動報酬であることに鑑み、職責に応じ決定する。
- ・監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から、その職責に応じた月額報酬のみとする。また、監査役の個別支給額は、監査役の協議により決定する。

#### 3) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役を含む経営会議の事前審議において、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

## ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1986年9月29日開催の臨時株主総会において、取締役の金銭報酬の額は月額15,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）、監査役の金銭報酬の額は月額3,000千円以内と決議されております。

同臨時株主総会終了後の取締役の員数は8名、監査役の員数は2名であります。  
なお、2022年3月31日現在において取締役の員数は7名、監査役の員数は3名です。

## ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長澤田宏治が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。委任された権限の内容は、個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限であり、当該権限を委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役社長に委任することが合理的と考えられるからであります。

取締役会は、社外取締役を含む経営会議で事前審議された決定方針に基づき、代表取締役社長が個人別報酬を決定することとしていること、また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が個人別報酬の決定において考慮した事項が、決定方針に沿うものであったか取締役会が事後的に確認する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ④取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬等
取締役 (うち社外取締役)	9名(3名)	130,163千円(11,798千円)	109,963千円(10,798千円)	20,200千円(1,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名(3名)	24,503千円(11,261千円)	24,503千円(11,261千円)	0円(0円)
合計	13名(6名)	154,666千円(23,059千円)	134,466千円(22,059千円)	20,200千円(1,000千円)

- (注) 1. 取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。  
業績連動報酬等の額の算定方法は、利益水準、株主配当、従業員の賞与水準（含増減額）、過去の支給実績、月額報酬との支給割合等を勘案し、総合評価しております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額12,278千円を支払っております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	重要な兼職先と 当社との関係	社外役員の主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	野 尻 恭	記載すべき関係は ありません。	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、経営全般についての豊富な経験と幅広い知識、専門的かつ高い見識に基づき、取締役会等において積極的に発言を行う等、当社の持続的な企業価値向上の観点から、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役	河 本 高 希	記載すべき関係は ありません。	2021年6月22日付社外取締役就任以降の、当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての幅広い専門の見地から、取締役会等において当社の経営に関する的確な助言を行う等、当社の持続的な企業価値向上の観点から、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
社外監査役	大 川 治	記載すべき関係は ありません。	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、主に弁護士としての幅広い専門の見地から、取締役会等において当社の経営に関する的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会7回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	釜 中 利 仁	記載すべき関係は ありません。	2021年6月22日付社外監査役就任以降の、当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての幅広い専門の見地から、取締役会等において当社の経営に関する的確な助言を行っております。また、2021年6月22日付社外監査役就任以降の、当事業年度開催の監査役会5回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役にについては1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役については500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支 払 額
①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	36,000千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意することが相当であると判断いたしました。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

（本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入）  
して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
流動資産	27,929,835	流動負債	9,570,154
現金及び預金	10,952,294	支払手形及び買掛金	2,675,508
受取手形及び売掛金	10,151,386	電子記録債務	2,520,897
有価証券	500,000	短期借入金	650,000
商品及び製品	2,424,478	1年内返済予定の長期借入金	700,000
仕掛品	245,102	未払金	1,905,354
原材料及び貯蔵品	2,871,292	未払法人税等	276,172
その他	785,281	賞与引当金	392,257
固定資産	19,705,505	役員賞与引当金	22,400
有形固定資産	15,061,773	その他	427,564
建物及び構築物	5,573,703	固定負債	4,383,760
機械装置及び運搬具	4,153,105	長期借入金	1,550,000
工具、器具及び備品	1,572,316	退職給付に係る負債	2,039,640
土地	2,217,205	資産除去債務	16,777
建設仮勘定	1,383,268	繰延税金負債	667,087
その他	162,173	その他	110,255
無形固定資産	624,994	負債合計	13,953,914
ソフトウェア	579,298	【純資産の部】	
その他	45,695	株主資本	30,488,396
投資その他の資産	4,018,737	資本金	4,149,555
投資有価証券	3,410,131	資本剰余金	3,900,679
繰延税金資産	286,324	利益剰余金	22,541,494
その他	325,526	自己株式	△103,333
貸倒引当金	△3,246	その他の包括利益累計額	1,534,260
		その他有価証券評価差額金	1,197,599
		為替換算調整勘定	277,089
		退職給付に係る調整累計額	59,571
		非支配株主持分	1,658,769
		純資産合計	33,681,426
資産合計	47,635,340	負債及び純資産合計	47,635,340

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		40,878,997
売上原価		33,586,099
売上総利益		7,292,897
販売費及び一般管理費		6,012,889
営業利益		1,280,008
営業外収益		
受取利息及び配当金	112,966	
その他	450,047	563,013
営業外費用		
支払利息	16,777	
その他	28,962	45,739
経常利益		1,797,282
特別利益		
固定資産売却益	4,647	
投資有価証券売却益	64,172	68,819
特別損失		
固定資産処分損	22,546	22,546
税金等調整前当期純利益		1,843,554
法人税、住民税及び事業税	698,283	
法人税等調整額	114,680	812,963
当期純利益		1,030,591
非支配株主に帰属する当期純利益		198,761
親会社株主に帰属する当期純利益		831,830

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
流動資産	13,832,375	流動負債	6,850,601
現金及び預金	3,712,358	支払手形	23,105
受取手形	2,713,923	買掛金	1,336,993
売掛金	4,006,690	電子記録債権	2,520,897
有価証券	500,000	短期借入金	650,000
商品及び製品	927,019	1年内返済予定の長期借入金	700,000
仕掛品	150,468	未払金	866,664
材料及び貯蔵品	435,036	未払法人税等	189,606
前払費用	38,513	賞与引当金	357,915
未収入益	987	役員賞与引当金	20,200
未収入金	583,750	設備関係支払手形	158,009
短期貸付金	734,340	その他	27,209
その他	29,286	<b>固定負債</b>	<b>3,390,642</b>
<b>固定資産</b>	<b>23,754,577</b>	長期借入金	1,550,000
有形固定資産	4,193,359	長期未払金	11,639
建物	1,039,627	退職給付引当金	1,786,506
構築物	76,040	資産除去債務	16,777
機械及び装置	974,380	預り保証金	25,720
車両運搬具	9,255	<b>負債合計</b>	<b>10,241,243</b>
工具、器具及び備品	311,169	<b>【純資産の部】</b>	
土地	1,204,076	株主資本	26,148,109
建設仮勘定	578,810	資本金	4,149,555
<b>無形固定資産</b>	<b>563,318</b>	資本剰余金	3,900,679
ソフトウェア	554,091	資本準備金	3,900,524
電話加入権	9,226	その他資本剰余金	154
投資その他の資産	18,997,900	利益剰余金	18,201,207
投資有価証券	3,381,701	利益準備金	230,584
関係会社株	10,982,694	その他利益剰余金	17,970,623
関係会社出資	1,552,139	買換資産圧縮積立金	34,700
長期貸付金	2,839,448	別途積立金	4,500,000
長期前払費用	30,166	繰越利益剰余金	13,435,923
敷金保証金	83,102	<b>自己株式</b>	<b>△103,333</b>
繰延税金資産	126,300	評価・換算差額等	1,197,599
その他の引当金	5,592	その他有価証券評価差額金	1,197,599
貸倒引当金	△3,246	<b>純資産合計</b>	<b>27,345,709</b>
<b>資産合計</b>	<b>37,586,952</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>37,586,952</b>



# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,699,439
売上原価	15,726,650
売上総利益	4,972,788
販売費及び一般管理費	4,385,618
営業利益	587,169
営業外収益	
受取利息及び配当金	823,926
その他の	570,096
営業外費用	
支払利息	13,834
その他の	83,666
経常利益	1,883,691
特別利益	
固定資産売却益	4,647
投資有価証券売却益	64,172
特別損失	
固定資産処分損	14,687
税引前当期純利益	1,937,823
法人税、住民税及び事業税	309,558
法人税等調整額	65,167
当期純利益	1,563,096

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

タイガースポリマー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥村 孝司

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 穰

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タイガースポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

タイガースポリマー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥村孝司

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 穰

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

タイガースポリマー株式会社 監査役会  
常勤監査役 田村 洋一 ㊟  
社外監査役 大川 治 ㊟  
社外監査役 釜中 利仁 ㊟

以 上

# 会社の概要／株式の状況

## 会社の概要 (2022年3月31日現在)

商号 タイガースポリマー株式会社  
TIGERS POLYMER CORPORATION  
設立年月日 1948年12月20日  
本店所在地 大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号  
資本金 4,149,555,676円  
従業員数 連結：2,059名 単体：569名  
事業の内容 合成樹脂、ゴム及びそれらの複合資材を  
もとに、ホース、ゴムシート、成形品、  
その他金型などの製造販売

## 役員 (2022年3月31日現在)

代表取締役社長 澤田宏治  
代表取締役会長 渡辺健太郎  
常務取締役 木戸俊明  
常務取締役 植田英司  
取締役 井上宏章  
取締役(社外) 野尻恭  
取締役(社外) 河本高希  
監査役 田村洋一  
監査役(社外) 大川治  
監査役(社外) 釜中利仁

## 所有者別株式分布状況

■ 個人・その他	8,633,291株 (43.0%)
■ 金融機関	4,672,319株 (23.2%)
■ その他国内法人	4,953,005株 (24.6%)
■ 外国人	1,472,981株 (7.3%)
■ 証券会社	173,762株 (0.9%)
■ 自己名義株式	206,240株 (1.0%)

## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日	定時株主総会の議決権 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定める日
定時株主総会	毎年6月開催
公告方法	電子公告： <a href="https://tigers.jp/">https://tigers.jp/</a> ただし、電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京証券代行株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 〒168-8522
郵便物送付先・連絡先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 東京証券代行株式会社 事務センター ☎ 0120-49-7009 ※取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。
住所変更・単元未満株式の買取・買増等のお申出先	お取引口座のある証券会社にお申し出ください。ただし、特別口座に記録された株式に係る各種手続きにつきましては、特別口座の口座管理機関である東京証券代行株式会社にお申し出ください。
未支払配当金のお支払い	株主名簿管理人である東京証券代行株式会社にお申し出ください。

## グローバルネットワーク

### ▶ グローバルな生産・供給体制を構築

タイガースポリマーグループでは、国内外に生産拠点・販売拠点・開発拠点を展開し、日本国内の事業所及び国内・海外の子会社との有機的なネットワークを形成することにより、グローバルな生産・供給体制を構築しています。

- 1 本社   2 東京支店   3 名古屋支店   4 大阪支店
- 5 広島支店   6 栃木工場   7 静岡工場   8 岡山工場
- 9 開発研究所   10 購買部
- 11 Tigerflex Corporation (米国)
- 12 Tigerpoly Manufacturing, Inc. (米国)
- 13 Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)
- 14 Tigerpoly(Thailand)Ltd. (タイ国)
- 15 Tigers Polymer(Malaysia)Sdn.Bhd. (マレーシア)
- 16 杭州泰賀塑化有限公司 (中国)   17 広州泰賀塑料有限公司 (中国)
- 18 武庫川化成株式会社 (兵庫県)   19 高槻化成株式会社 (大阪府)
- 20 タイガース工販株式会社 (兵庫県)



# 購買方針

## ▶ タイガースポリマーグループの購買基本方針

遵法精神に徹し、公正な企業活動を行い、お取引先さまとのパートナーシップを深化させ、相互発展をはかります。

このような観点を基に、以下の購買方針を社内外に周知し、公平・公正な行動を推進して行きます。

## ▶ 購買方針実現のための行動指針

### 1. 法令・社会規範の遵守

購買取引においては、関係する法令、社会的規範、機密保持、倫理を遵守し、公正かつ健全な調達活動を行います。

### 2. 人権や労働安全衛生への配慮

昨今の社会動向として、企業の社会的責任（CSR）に対する取組みの強化が期待されています。お取引先さまにおきましてもCSR活動についてご理解いただき、サプライチェーン全体で人権を守り、労働環境や安全衛生に配慮していくことを重視いたします。

※さらに、米国金融規制改革法の考えを理解し、武装勢力の資金源とならないよう、紛争鉱物の採掘他、精錬所の特定に努め、もし紛争地域で採掘された鉱物と判明した場合は不使用に向けた取組を行ってまいります。そのためにお客さまやお取引先さまと連携し、必要なサプライチェーンの調査を行ってまいります。

### 3. 環境への配慮

環境保全及び環境マネジメントシステムに積極的に取り組まれる、環境に配慮したお取引先さまを優先する「グリーン購買」を推進します。

### 4. 優良な品質の確保

お客さまに提供する商品の品質維持・向上を図るため、品質保証体制の確保と維持を要請してまいります。

### 5. 安定供給の体制の構築

お客さまに対する商品の継続的な供給と受給変動の要請に応じるため、確実な納期の確保と、安定かつ柔軟な供給体制の構築を要請してまいります。

### 6. 経済合理性の追求

最適な品質・納期・安定供給はもちろん、市場原理に基づいた適正な価格の資材確保を重視いたします。さらにお取引先さまの選定に際しては、上記に加えて技術開発力や経営の信頼性などについて、十分な評価と適正な手続きによって決定し、お取引先さまと一体となってトータルコストの低減に取り組んでまいります。

## 7. 不測の災害等発生時の供給継続

地震や水害といった自然災害や事故など不測の事態が発生した場合に、供給継続・早期復旧に向けての体制構築を推進するとともに、平時のリスクアセスメント活動にも協同で取り組んでまいります。

### ▶ ホワイト物流

国土交通省・経済産業省・農林水産省が提唱する「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、自主行動宣言を提出しております。

取組項目	取組内容
物流の改善提案と協力	お取引先さまや物流事業者さまから「荷待ち時間」や「運転手の手作業での荷降しの削減」「付帯作業の合理化」等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
パレット等の活用	パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間とトラック運転者の工数を削減するよう努めます。
発注量の標準化	出荷時間や納品時間を分散させる等、荷待ち時間の短縮や運行効率の向上につながるよう努めます。
運送契約の書面化の推進	運送契約の書面化を推進します。
異常気象時等の運行の中止・中断等	台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保する為、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。
トラック運転者の健康への配慮	夏場は、積載時にトラック運転者に対して飲料や塩飴を提供したり、コードレス扇風機を貸し出す等、熱中症対策を行っています。

タイガースポリマーのゴム・樹脂製品は、公共・交通・通信インフラ整備に幅広く使用され、暮らしや産業に貢献しています。

これからも広く社会に貢献する為、物流事業者さまと真摯に向き合い、物流の効率化・生産性の向上に努めてまいります。

### ▶ パートナーシップ構築宣言

サプライチェーンのお取引先さまと、さらなる連携・共存共栄を進めるべく、「パートナーシップ構築宣言」を公表しております。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)

「パートナーシップ構築宣言」 (<https://tigers.jp/company/pdf/csr/partnership20200911.pdf>)

これからも公正かつ健全な調達業務を行い、サプライチェーン全体の発展に貢献すべく、努めてまいります。

## 品質方針

### ▶ タイガースポリマーグループの品質基本方針

タイガースポリマーがお客さまから品質において信頼を得続ける企業であるために、私たちは品質管理と品質向上に努めます。

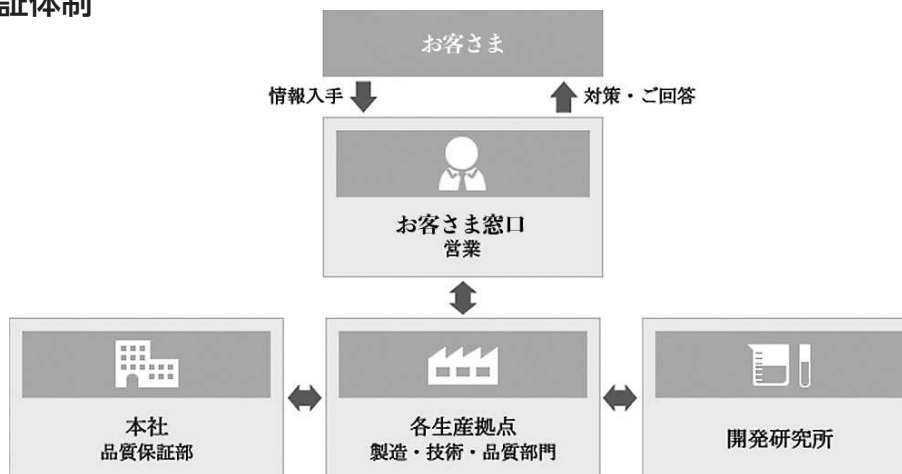
### ▶ 品質方針実現のための行動指針

1. 常にお客さまの目標、使用される用途に気を配り、品質管理を徹底します。
2. 「次工程はお客さま」の考えの下に、社内においても常に品質の良い製品を供給することに努めます。
3. 品質クレームの発生は企業の信頼と存続を脅かすことであると認識し、品質向上に努めます。

### ▶ 全社品質標語による品質意識の向上

私たちは、トータルクオリティ マネジメントシステムの一環として、毎年自社工場・国内関連会社より全社品質標語を募集・選定しています。グランプリ受賞者には全社表彰を行い、グランプリ標語は全社で掲示し、品質意識の向上に繋げています。

### ▶ 品質保証体制





## 環境方針

### ▶ タイガースポリマーグループの環境方針

地球環境に優しい企業であるために、私たちは環境保全活動を積極的に行います。

地球環境との共存を基本理念として、タイガースポリマーは、グループすべての企業活動を通じて、人の健康の維持と地球環境の保全に寄与し、将来の世代に良好な環境を引き継ぐことを目標として、その達成に努めます。

### ▶ 環境方針実現のための行動指針

- 1 私たちは、省資源・省エネルギーに努めます。
- 2 私たちは、企業活動で発生する廃棄物や汚染物質の削減と適切な処理に努めます。
- 3 私たちは、環境負荷物質の低減に努めます。
- 4 私たちは、地球に住む一員として、人の健康の維持と地球環境の保全が重要であると認識し、積極的に行動することに努めます。



#### ※6Rとは

- (1) Refuse (リフューズ)
- (2) Reduce (リデュース)
- (3) Reuse (リユース)
- (4) Recycle (リサイクル)
- (5) Reconvert to energy (熱回収)
- (6) Right disposal (適正処分)

不要な物は買わない。過剰包装は断る。  
買う量、使う量を減らし、廃棄物の量や体積を減らす。  
そのまま再使用する。  
化学的分解などにより、素材に戻して再使用する。  
燃料化などの熱源として使用する。  
法に則って、適正に処分する。

## 研究・開発

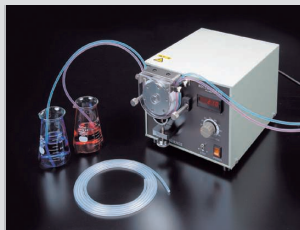
### ▶ 独自性の高い新製品の提供で、市場ニーズを先取り持続可能な社会へ貢献

当社は、開発体制の強化を最重要課題として、技術開発に力を注いでいます。ゴム・樹脂製品を開発するための基本技術を全て自社で保有しているため、開発スピードが速く、独自性の強い新製品を常に提供することで市場から高い評価を得ています。また、当社は開発した製品の性能解析能力についても高い評価をいただいております。自動車メーカーからの信頼も高く、様々な部品を提供しております。

新技術を用い、カーボンニュートラルに向けた電動車用部品や産業用ホース、理化学用・食品用チューブ、インフラ向けゴムシートといった製品の開発を通じ、市場ニーズを先取りするだけでなく、持続可能な社会に貢献できる製品の研究開発に挑戦し続けています。



産業用ホース



理化学用・食品用チューブ



ゴムシート

## 電動車用部品



バッテリー冷却システム



エキスパンションタンク



FCV用エアクリナー

## トピックス

### ▶ TAIGERPOLY (THAILAND) (当社グループタイ拠点) 発泡技術でエアコン用ダクトを受注。自動車の軽量化に貢献。

2021年11月にタイ国で量産開始された「トヨタ車タウンエース」に、当社の「発泡技術を使ったエアコン用ダクト」が採用されました。

樹脂を発泡化させることで大幅な軽量化と断熱性を実現しました。

(従来技術比 約43%、3kgの軽量化を実現)

軽量化はガソリン燃費はもちろんバッテリー電費の改善に直結いたします。

今後も、電動化に代表される自動車業界の大変革に対応した部品開発を進め、サステナブルな社会実現に貢献する部品サプライヤーとして、全てのステークホルダーの皆さまの期待に応えてまいります。



### ▶ 日本農林資源開発株式会社様設計の装置に「タイパワーホースWS型」が採用・活躍



提供：日本農林資源開発株式会社

2021年8月に発生した小笠原諸島の海底火山「福德岡ノ場」の噴火に由来するとみられる軽石が沖縄周辺に押し寄せ、船舶の航行・漁業・観光等に対する様々な被害が生じている中、日本農林資源開発株式会社様設計の装置に当社「タイパワーホースWS型」が採用され、除去活動に貢献いたしました。今後とも災害支援等に貢献できる製品を製造し、持続可能な市民社会の一員としての責任を果たしてまいります。



# 株主総会会場ご案内略図

会場

大阪府豊中市新千里東町2丁目1  
千里阪急ホテル 西館2階 仙寿  
TEL：(06)6872-2211



交通の  
ご案内

北大阪急行 千里中央駅(南改札口)下車 徒歩5分  
大阪モノレール 千里中央駅下車 徒歩5分

※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。